

高知県再犯防止推進計画の策定について

1 国の再犯防止推進計画の概要

●現状と課題

〔再犯の現状〕

- ・検挙者に占める再犯者の割合：48.7%（H28年）
- ・刑務所に再び入所した者の内、7割が無職
- ・刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰省先がないまま出所

〔課題〕

- ・刑事司法関係機関のみによる再犯防止は限界
- ・国、地方自治体、民間が一丸となった取組が重要

●計画の内容

<5つの基本方針（*）>

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報することにより、広く国民の関心と理解を醸成

<7つの重点課題>

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥地方公共団体との連携強化等
- ⑦関係機関の人的・物的体制の整備等

●再犯防止推進法の成立及び計画の策定

〔法律の制定〕

- ・平成28年12月 再犯防止推進法が成立（第8条第1項：都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならない）



再犯防止推進計画等検討会で協議

- ・再犯防止推進計画の策定（H29年12月）
計画期間：2018年度（平成30年度）～2022年度

2 高知県再犯防止推進計画の策定

<策定までの流れ>

平成30年 11月30日

第1回再犯防止推進計画検討会

- ・高知県再犯防止推進計画の策定について
- ・再犯防止の取組について
- ・高知県再犯防止推進計画（素案）について

平成31年 1月28日

第2回再犯防止推進計画検討会

- ・第1回検討会で出された意見等について
- ・高知県再犯防止推進計画の（原案）の確認・検討

1月30日 高知県社会福祉審議会

2月上旬 パブリックコメント

3月上旬 危機管理文化厚生委員会で報告

3月中旬

第3回再犯防止推進計画検討会

- ・高知県再犯防止推進計画の最終とりまとめ

<検討会委員>

（国）

高知保護観察所・高知地方検察庁・高知刑務所・高知少年鑑別所・高知労働局

（市町）

高知市（健康福祉総務課・福祉管理課）
中土佐町社会福祉協議会

（団体）

高知弁護士会・高知県社会福祉士会・高知県精神保健福祉士協会・高知県保護司会連合会・高知県更生保護女性連盟・高知県就労支援事業者機構・更生保護施設高坂寮

<国の成果指標>

- ①刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ②新受刑者中の再入者数及び再入者率
- ③出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率等

<国の参考指標>

- ①刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合
- ②特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数等

高知県再犯防止推進計画（原案）の概要

I 再犯防止推進計画の目的

（1）計画の位置づけ

県計画は、法第8条第1項に定める計画として策定します。
県計画の対象者は、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者とする。

（2）基本方針

国計画に設定されている5つの基本方針（※）を勘案し、本県の実情に応じ、犯罪をした者等が多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組む。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 国・民間団体等との連携強化

（3）計画期間

2019年度～2023年度（5年間）

II 施策の推進（PDCA）

国においては、「出所した者を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合（＝2年以内再入率）を平成33年（2021年）までに20パーセント以上減少させる。」などの数値目標を掲げ、再犯防止対策を進めており、県としても方向性を共有し、取組を進める。

そのため、「高知県再犯防止推進計画検討会」において、関係者の情報交換・情報共有を行うとともに、次の参考指標を踏まえ、再犯防止推進計画の進捗状況を検証・評価し、見直しを行う。

<主な参考指標>

- ① 刑法犯検挙者中再犯者数及び再犯者率
検挙者1,050人 うち再犯者 561人 53.4%（平成29年）
- ② 協力雇用主数
98事業者（平成30年4月1日現在）
- ③ 特別調整により福祉サービスの利用に向けた調整を行った者の数
25人（平成29年度）

III 今後取り組んでいく主な施策

主な施策を抜粋

（1）就労・住居の確保のための取組

- ・建設工事競争入札参加資格において、引き続き犯罪をした者等を実際に雇用した協力雇用主に対する優遇措置を適用
- ・高知県居住支援協議会において、県、市町村及び関係団体等との連携強化や住宅セーフティネット制度に関する情報提供などを行い、生活困窮者等の「居住」の確保を支援

（2）保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

- ・高知県地域生活定着支援センターにおいて、支援が必要な者への特別調整等を行うとともに、矯正施設、保護観察所及び保健医療・福祉の関係機関等との連携機能の充実を図る
- ・精神保健福祉センターにおいて、依存症患者を抱える家族を対象に、本人への対応等学ぶプログラムの実施

（3）非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施のための取組

- ・「高知家の子ども見守りプラン」に基づく教育、警察、福祉が連携した取り組みの実施
- ・「若者サポートステーション」を活用した就学等の支援

（4）犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組

- ・ストーカー加害者に対する地域精神科医療医師等と連携した支援
- ・暴力団から離脱した者の社会復帰対策の推進のための指導・就労支援

（5）民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

- ・保護司等の就任のための説明の場を設けることにより保護司等の確保の支援
- ・社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間で国等と連携した周知・啓発

（6）国・民間団体等との連携強化のための取組

- ・県の地域福祉支援計画の改定時に再犯防止の観点を踏まえることや、市町村の地方再犯防止推進計画の策定が進むように、助言や情報提供を実施
- ・支援団体等が主催する会議に参加し、支援団体等とのネットワークの構築及び連携の強化